

令和 2 年 3 月 3 0 日

秋田県能代市、三種町および男鹿市沖における協議会事務局様

東北旅客船協会専務理事 武内伸之

秋田県能代市、三種町および男鹿市沖における協議会意見とりまとめ（案）
に対する意見等

とりまとめ（案）について、協議会の一構成員の立場すなわち海事関係事業者としての立場をもって、異議等なしとします。

理由としては、本とりまとめ（案）に、今後、洋上風力発電設備等の「設置位置」「建設」「実施」「船舶運航ルール」等にかかわってそれぞれ丁寧な説明・協議がなされるものと明記されていることから、であります。